

定義問題特定委員会(2016年8月7日)

「高齢者虐待防止研修会のあり方について」

話題提供者 山口光治委員(淑徳大学 学長特別補佐 総合福祉学部 社会福祉学科教授)

概要

山口光治氏は、千葉県市川市で養介護施設従事者を対象として定期的に行われる「虐待を防止するために-養介護施設従事者に対する基礎研修-」において、講師を務められている。その内容を紹介して頂いた。

内容

この研修会は、イントロダクション、講義、グループワークから構成される。

① イントロダクション

養介護施設従事者に求められる社会的役割、高齢者虐待の概要がレクチャーされる。

② 講義

次に、「虐待について、なぜ、学ばなければならないか」という講義が行われる。この講義では、「研修のねらい」「施設内虐待防止の目的」が中心的に述べられる。

「研修のねらい」は、「不適切な支援(mal-treatment)に気づくこと」「組織として対応する仕組み」「感情のコントロール」「質の高い支援(ケア)をめざして」から構成され、支援者自体の内面的な気づきとともに組織のあり方に焦点が当たっている。

「施設内虐待防止の目的」では、「大切なことは虐待の周辺にある、虐待かどうか判断しにくいけれども、決して良いとは言えない「不適切な支援(mal-treatment)」に気づくこと」の重要性が述べられる。

そして、基本理念として、あくまでも質の高いケアが目指される。

③ グループワーク

事例検討は、「同僚の仕事から」「怒りのマネジメント」の2つから構成される。

「同僚の仕事から」では、ほとんど声を出さない要介護5の利用者に、発語の促進がカンファレンスで話し合われた翌日、同僚たちが指で利用者の鼻をくすぐり、揶揄しながら、声を出させて、職員同士で楽しそうに笑っている光景に遭遇した、という想定である。

そのような不適切な介護現場でどう発想し、どう行動するか、がグループ討論のテーマとして与えられる。

山口委員コメント

市川市で要介護施設従事者の研修を行っている。在宅のスタッフも含めた参加者で行う。研修を、「基礎研修」と「ステップアップ研修」に分けている。それぞれ、三時間ずつで構成されており、平日の午後行なう。

文科省は「アクティブラーニング」を推奨している。これは、学生主体で学べるプログラムあるいは教授法、つまり、参加型の学習様式である。高齢者虐待防止研修に於いても参加者同士の力動を通じて「他の施設のこととも参考になった」という体験を作っていく。「そのためには講義だけでは難しいなあ」という感触を持っている。この形態の学習様式は学びも多いが、時間もかかる。ときには、突飛な意見をいう人もいたりする。

本日紹介したのは、基礎研修である。講義と事例検討から構成される。他にも「虐待に至りそうな場面」、「実際の施設で起きた事例」を討論する。不適切な支援に気づくこと、を主眼としている。

日本社会福祉士会が最初に施設内虐待を取り扱ったときに自分はその検討に携わった。施設内虐待事例は、現場職員、中間管理職、管理者それぞれに対する事例があるが、本研究会では現場職員用を用いる。

そして、個人の問題ではなく、集団の問題とも考えて、討論を行う。認知行動理論によれば、ある出来事に出会い、どういう行動をするかは「信念」による。その信念を変えていく、支援者の変化を促す、そういう研修である。

ステップアップ研修では、組織としてどのように虐待を防止していくかをテーマにしている。隔年で行っている。ステップアップ研修では、虐待防止委員会、第三者委員会の活用についても論じる。ステップアップ研修は、施設内虐待の課題を、ミクロ、メゾ、マクロで考える、という研修会である。演習で、それぞれのグループが「一職場として、どのようなことができるか」を討論する。いいところは褒めながら、「他の施設でも取り組んではないか。全国見ると、こんな工夫もありますよ」とこちらから、話すことにしている。「集団としてどう防いでいくか」という認識を構築するよう促している。

滝沢委員コメント

行政は施設内虐待の認定をできるだけ避けたいという態度が見られる場合がある。施設内虐待であると認定して、改善命令等を行うことになると、行政処分だから、施設側からその処分の効力が争われる可能性があるからだ。

山口委員コメント

「介護施設内で内部的に全部処理してから行政に報告する」という方法をとると、行政がそのプロセスに介入しにくい。

アクシデント・インシデントに関するハインリッヒの法則がある。「普段から小さな不適切ケアが積みかさなると虐待に至りえる」というものだ。施設内で、不適切ケアがないと胸

をはってという施設職員もいる(が、その認識自体が課題である)。

山本委員コメント

「人権無配慮状態」というのが不適切ケアの下層(背景あるいは基盤)にある。虐待の生じることに関しては、人権無配慮状態からの四段階説で論じたい。

滝沢委員コメント

介護施設と利用者との契約の本来の趣旨に従えば「不適切なケアですらだめだ」と考えられる。他方で、施設内虐待が「債務不履行」だけで処理されないために、人権に配慮した対応が必要だということがいえる。単に食事を提供するとか入浴させるだけでなく、その人が尊厳を保てる対応をすることが必要である。

契約の観点からは不適切なケアは不完全履行であると言える。不適切なケアという言葉がまかりとおるということ自体がおかしい。虐待との関係との関係で、「不適切ケア」という概念が許されるように思われているが、介護保険制度の下で、介護保険財源で給付される介護サービスについて、施設と利用者との契約においては不適切なケアを安易に認めるべきではない。

(この議事要約は和田委員が要約し、山口委員、滝沢委員の校閲を経て作成されています。)